

答申第 204 号  
令和 7 年 10 月 9 日

兵庫県公安委員会  
委員長 津田 隆雄様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中川丈久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 7 年 5 月 29 日付け兵公委発第 461 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の無線局に係る免許状の件

## 別 紙

## 答 申

### 第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、非公開とした決定は妥当である。

### 第2 諒問経緯

#### 1 公文書の公開請求

令和7年1月8日付で、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、特定の無線局に係る免許状の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和7年1月31日、実施機関は、特定の無線局に係る免許状（以下「本件対象公文書」という。）について、その存否を明らかにすることで、条例第6条第3号所定の非公開情報を明らかにすることとなるため、条例第9条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

令和7年2月21日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 諒問

令和7年5月29日、兵庫県公安委員会は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 審査請求書

##### (1) 趣旨

本件処分の取り消しを求めます。

(2) 理由（概ね、審査請求人記載の原文どおり。）

非公開の理由を情報公開条例第9条と第6条第3号によると言う事ですが、無線局免許状に書かれている項目は電波法第14条で決まっていて情報公開条例第6条第3号の秩序の維持に支障を及ぼす項目はありません。

しかも（特定の型式の機器）は（特定の制度）を受けているので免許状に書かれている電気的な事は（特定の項目）でその内容は既に公開されています。

無線局免許状の有無を公開できない合理的な理由の説明をしてください。

2 意見書（令和7年6月16日付け。概ね、審査請求人記載の原文どおり。）

上記1(2)と同旨。

参考資料1（現用機器が特定の規定をクリアしていることを証明しなければならない旨等を記した雑誌記事）では（特定の規定）の機器の再免許について、参考資料2（特定の型式の機器について特定の規定によるものであることを示すとされる資料）はこの無線局が（特定の規定）の機器で有る事の事実です。

電波法第80条では、無線局の免許人等が、電波法に違反して運用されている無線局を発見した場合、総務大臣に報告することが義務付けられています。

求めている無線局の電波が出ている事は明らかなので、無線従事者の義務として、私は総務大臣に報告する義務が発生するので、義務を果たす為に無線局の現状を知る権利が有ります。

したがって、公文書非公開決定は私の国民として果たすべき義務を不当に否定するもので看過するべきものではありません。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 非公開決定とした理由

(1) 請求内容の特定について

請求内容に記載されている型式等から速度違反自動取締装置に関する無線局免許状であると特定した。

(2) 対象文書について

無線局免許状とは、電波法に基づき免許申請を行い、検査に合格すると、無線局の免許状が交付されるもので、同免許状には、免許人の氏名又は名称、免許人の住所、無線局の種別、免許の有効期間、無線設備の設置場所などが記載されるものである。

### (3) 公開しないこととする理由

#### ア 条例第9条の該当性

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定めている。本件請求に係る公文書は、その存否を答えるだけで、次に述べるとおり、条例第6条第3号に規定する非公開情報を公開することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否したものである。

#### イ 条例第6条第3号の該当性

条例第6条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報と定めている。

本件請求内容は、特定の場所に設置された速度違反自動取締装置に関する無線局免許状に関する請求であり、同装置は、走行する車両の速度を測定し、一定の速度以上で走行する車両を速度違反車両として自動で写真撮影し記録化する装置である。

同装置の設置場所については、公表しておらず、当該公開請求に係る公文書の存否自体を答えることにより、同装置の設置場所及び稼働の有無が明らかとなり、悪質な運転者等に悪用され、その結果、設置場所でのみ交通法規を守り、それ以外の場所では交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高く、交通モラルの低下や法秩序の形骸化を招くとともに、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となるなど、犯罪の予防・鎮圧等の目的が危ぶまれ、その結果として、道路交通上の危険性が高くなるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例第6条第3号に該当する。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「無線局免許状に書かれている項目は電波法第14条で決まっていて情報公開条例第6条第3号の秩序の維持に支障を及ぼす項目はありません。」「しかも（特定の型式の機器）は（特定の制度）を受けているので免許状に書かれている電気的な事は（特定の項目）でその内容は既に公開されています。」旨主張しているが、先に弁明したとおり、速度違反自動取締装置の設置場所については、公表しておらず、特定場所の無線局免許状の存否を答えることにより、道路

における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする交通取締業務の目的が達成できなくなり、今後の当該公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるなど、条例第6条第3号の非公開情報を公開することになるため、公開請求に係る公文書が存在するかどうかを明らかにできないものである。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法なものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公開請求について

条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができると定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

条例第6条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」について非公開情報として規定している。

本件対象公文書は、実施機関において保有されるとされる「特定の型式等の特定の場所に設置された無線局免許状」であって、その存否を明らかにすることにより、当該特定の場所において、無線局たる速度違反自動取締装置が設置されているか否かという事実を明らかにすることになる。

実施機関は、同装置の設置場所を公表していないとしている。本件公開請求に係る公文書の存否自体を答えることにより、同装置の設置場所及び稼働の有無が明らかとなる。このため、悪質な運転者等に悪用され、設置場所でのみ交通法規を守り、それ以外の場所では交通法規を無視する等の弊害が生じるおそれがあると実施機関が判断したことには合理的理由があり、「犯罪の予防・鎮圧…公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当

の理由がある情報」（条例第6条第3号）を公にすることになると認められる。

以上により、条例第9条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否した本件処分は、妥当と認められる。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定の型式の機器が用いられているとの想定のもと、当該特定の機器につき、規制に適合せず、総務大臣に通報すべきである等の主張を行っている。しかしながら、特定の型式の機器の設置また規制への適合状況に係る想定は審査請求人独自のものであるほか、条例所定の非公開情報該当性の検討には直接関係がなく、当該審査請求人の主張は採用の限りではない。

その他の審査請求人の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審議の経過

年月日	経過
令和7年5月29日	・ 質問書の受領 ・ 質問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年6月19日	・ 審査請求人から令和7年6月16日付け意見書を受領
令和7年9月2日 第2部会（第131回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年10月8日 第2部会（第132回）	・ 審議
令和7年10月9日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中川 丈久  
委員 木村 優太郎  
委員 手塚 昌美  
委員 前田 雅子  
委員 三上 喜美男